

森林環境税（仮称）の早期創設等を求める意見書

森林は、土砂流出の低減や水資源の貯留、二酸化炭素の吸収・固定など多面的な機能を有しており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策の観点から、適切な森林整備等に向けた体制づくりが急務の課題となっている。

そのような中、所有者による自発的かつ適切な管理が見込めない森林に対し、市町村が主体となって実施する当該森林の整備等に係る施策の財源に充てるため、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされた。

一方、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足等により林業・木材産業は衰退の危機に直面しているが、わが国において戦後植林した人工林の半数以上が、本格的な利用期間を迎えていることから、これらの資源を伐採・利用して林業・木材産業を成長産業化させていくことも重要である。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 森林環境税（仮称）を早期に創設すること。また、創設に当たっては、独自の課税を行っている各自治体との調整を確実に実施し、慎重に制度設計を行うこと。
- 2 林業の成長産業化と森林の機能発揮の両立を図るため、森林所有者の管理責務を明確化し、管理できない場合には、意欲のある林業経営者に管理を委ねる仕組みを設けること。
- 3 公共建築物等の木材化の推進や付加価値の高い木材製品の輸出を促進するなど、国産材の需要の創出・拡大策を推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣

（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員